

前述したように、確認書には、未提訴被害者に関して、訴え提起を待たずして、非加糖濃縮製剤の使用による HIV 感染の事実についての証拠調べを実施し順次和解の対象とするとの条項があったが、これを受け、和解成立直後の四百二十六日に大阪で八七名の追加提訴がなされ、また同日「東京訴訟」の弁護団により東京、名古屋、福岡、仙台、熊本の五地域に一五七名について追加提訴がなされた。その後も地方都市での提訴が続いている。これらの追加提訴者のなかには、血友病患者から二次感染した被害者や、血友病治療目的以外で非加糖濃縮血液製剤を使用したために HIV に感染し死亡した被害者も含まれている。

□ 刑事告発の動き

被害者たちは、医療機関、製薬会社、厚生省を告訴・告発していた。検察庁による専従班設置等の体制が敷かれ、血友病治療に関して「指導」的な役割を果たしてきた医師、ミドリ十字の歴代社長三名、昭和五九年から六一年にかけての厚生省生物製剤隊長が業務上過失致死罪の疑いで逮捕、立件された。一方で、当時の課長、日本薬業の社長、前任の厚生省生物製剤隊長については、嫌疑不十分を理由に不起訴とされた。

- (42) 血友病 HIV 訴訟の経緯について、鶴井正照「HIV 訴訟の概況と争点」法々四八一号二頁（一九九五）、飯塚知行・伊藤俊克「HIV 訴訟——和解勧告をどうみるか」法々四九二号一七頁（一九九五）、杉山真一「HIV 訴訟 和解とその後の展開」法々四九八号四頁（一九九六）、淡路剛久「HIV 訴訟と和解」シニリー〇九三号五二頁（一九九六）。なお、事件の詳細については、櫻井よし子「エイズ犯罪——血友病患者の悲劇」（中央公論、一九九四）、広瀬隆二「被害エイズの真相」（日本のエイズ 改題）（徳間文庫、一九九六）を参照。
- (43) 具体的には医師の投薬証明が非加糖製剤の使用を責むけるものとなる。たとえば四百二十六日に第一次追加提訴のあった仙台地裁では、九月三日に和解が成立しているが、一部被害者については投薬証明が不十分等の理由で和解はいたらなかったという状況がある。

専門家責任の基本構造

鎌田 薫

一 はじめに

欧米主要国では「専門家責任」が長年責任論の重要な一分野として確立している。わが国においても、昭和三〇年代以降の医療過誤訴訟の増大を先駆として、弁護士・司法書士・建築家等の専門家の損害賠償責任を追究する傾向が強まり、これらをめぐる法理論上の研究も進展しつつある。しかし、専門家責任に関する一般的・総論的研究が本格的に展開されるようになったのは、比較的最近のことである⁽¹⁾。

一般に、素人が専門家に仕事を依頼するのは、彼らが専門的な知識・技能を適用して自己の利益をよりよく実現してくれると期待するからに他ならないのだから、専門家は素人とは違う高度の注意義務を負っていると言われている。その注意義務の内容・水準は、それぞれの専門職ごとに具体的に検討されるべき課題である。さらに、たとえば医師や弁護士の仕事は、多くの場合、必ずしも期待した通りの結果をもたらすとは限らないことを前提としているのに対し、建築家の仕事は期待した結果の実現が重要な要素になっているといったように、仕事の性質にもそれぞれの専門職ごとの違いが認められる。したがって、専門家責任論は、それぞれの専門家ごとに、その職務の特性に応じて具体的に検討されるべき性格のものであり、従来の研究においても、また、本書においても、各専門職ごとの各論的研究が中核をなしているのは、当然のことであると書いてよい。

本稿は、右に述べたような点を留意した上で、専門家責任全体を覆うての一般的な特徴を（どちらかといえば現象論的な側面から）検討することによって、専門家責任論の（法理論面での）独自性を探求しようとするものである。

(1) 専門家責任に関する一般的・総論的な研究としては、川井健編『専門家の責任』（日本評論社、一九九三）、山川一隆・根田正樹編『専門家責任の理論と実際』（新日本法規出版、一九九四）、専門家責任研究会編『専門家の民事責任』別冊N.B.二八号（商事法務研究会、一九九四）、川井健ほか『シンポジウム 専門家の民事責任』第百五十七号（法律学一九九五）、「特集・専門家の責任」法理の課題と展望』法政六七巻二号（一九九五）などがある。

二 専門家と専門家責任の特徴

1 「専門家」とは

専門家の意義についてはさまざまな観点から、多様な定義が与えられている。

西岡梅治教授は、専門家の要件を、①その業務について一般原理が確立し、この理論的知識に基づいた技術を修得するのに長期間の高度の教育と訓練が必要であること、②免許資格制が採用されていること、③職能団体が形成され、その団体につき自立性が確保されていること、④営利を第一目的とするのではなく、公共の利益の促進を目標とするものであること、⑤「プロフェッション」としての主体性、独立性を有することの五点に要約し、川井健教授は、これを踏襲しつつ、専門家の特徴として、①資格を必要とし、当該専門家団体による自主的な規律が行われていること、②特殊な領域についての判断が仕事の内容とされ、顧客の信頼を受け高度の教養が委ねられていること、③仕事の対価が比較的高額であること、④社会的地位が高いことの四点を掲げている⁽²⁾。

これらは、医師・弁護士などの典型的な自由専門職の特色をよく表しているが、これによって専門家概念の外延

を確定することができるかといえは、否又は否定的にならざるを得ない。そのため、この点を確定しないまま専門
家責任一般を論ずることにとりだけの意味があるかという疑問も提起されている。

私自身は、専門家責任は、業務内容の専門性や依頼者との関係の特質に応じた特別の配慮を要するもの、他の
民事責任類型とは真質の原理に立脚するものではないと解している。専門家概念につき厳格な定義をすること
は、それほど重要なものとは考えない。専門家の外延を確定するといった作業に傾心するよりは、むしろ、とり
あえずはその専門性が民事責任のあり方に直接に影響を与えていると認められる医師・弁護士等を一つのモデルと
して、専門家責任のあり方を検討し、他の業種・業態については、モデルとの共通性が認められる範囲において、
専門家責任の考え方を及ぼしていけばよいものとする。

2 「専門家責任」の特質

(一) 素朴な感覚に従えば、何らかの仕事を素人に頼んだ場合にその素人が失敗をしても諦めがつくかもしれない
が、専門家に頼んで失敗をされると、専門家なのに許せないと感ずるのが一般的であろう。素人が専門家に仕事を
頼むのは、「仕事の内容が高度に専門的であるから自分ではできない」あるいは「自分でもできるが専門家に頼んだ
方がより良い結果が得られる」という考慮に基づくものであるから、専門家には、本来的に素人よりも高度の能
力・技能を發揮することが期待されていると言うことができる。一般に、専門家には「高度の注意義務」が課され
ていると言われているのは、こうしたことを意味しているものと理解される。

そして、仕事の内容の専門性が高度になればなるほど、依頼者には専門家の能力を判定することが困難になり、
仕事の処理の適否を評価する能力を有しないことになる。そのため、専門的能力の有無を素人が判定できるように
するために、資格認定制度や、その実効性を高めるための業務独占制度等が導入されることになるし、依頼者によ

る具体的な指示の有無にかかわらず業務の遂行に当たって一定の水準を維持させるために、能見教授の言うところ
の「高度注意義務」、その他の職業上の義務が強調されることになる。さらに、専門家と依頼者との間の情報性差を
埋め合わせるために依頼者の自己決定権を確保することも、紛争の事後的解決に際して義務違反事実や過失の証明の困
難を緩和するための法技術として「説明義務」や「情報提供義務」の適用が図られたりすることになる。

(二) 以上のような意味において、能見博士教授が、責任論との関係で重要となる専門家の特徴として、①仕事の
内容が高度に専門的であることから、資格および高度の能力・技能が要求されること、②知的判断が中心であるこ
とから、過失判断が困難になり、過失の証明に工夫を要するようになること、③高い職業的倫理・信頼
関係は、依頼者からの信頼とそれに応じて依頼者の利益のために行動する専門家の忠実義務を導くことを持っている
のは正解を得たものと評することができるが、その一方で、次のような事情も考慮して考える必要がある。

すなわち、素人が専門家に事務処理を依頼する場合に、その専門的な能力を信頼して、専門家の判断にすべてを
委ねる趣旨を含んでいることも少なくないと推測されるが、専門家が能力を十分に發揮するためには、相当の裁量
の余地を認め、自由な判断・処理を可能にしておかなければならないと考えることができる。この問題は、直接的
には専門家委嘱契約の内容の問題であって、注意義務の問題ではないと言ったこともできるが、古い時代のヨーロッ
プ法における専門家責任論は、専門家の自由な能力の發揮を確保するという観点から、専門家は重大な過失のある
ときしか責任を負わないとすることに力点が置かれていたことにも、注意しなければならない。わが国において、
医療過誤訴訟の発生が医療医療をもたらすと批判されたのも、同様の観点からの議論と理解することができる。

(三) したがって、右に述べたような諸点を考慮に入れたら、それぞれの専門家の特質に応じて、専門家が果た
すべき「義務」の内容を具体的に明らかにしていくことが専門家責任論の最大の使命であるということになる。本
稿では、前にも述べたように、医師や弁護士などの典型的自由専門職を念頭に置きながら、専門家の依頼者に対す

る損害賠償責任の法的性質をめぐる問題を概括的に指摘した後、専門家の注意義務につき一般的・概念的な考察をすることとする。

3 専門家責任の法的性質

(1) 一般に、専門家の依頼者に対する責任は契約責任であり、第三者に対する責任は不法行為責任であると言われている。しかし、不法行為責任と契約責任のどちらが有利であるかといった議論は、それ自体として一般的に論じてみてもあまり意味のないことであるとされている⁽¹⁾。また、わが国においては請求権競合論が採られていること⁽²⁾もあって、実際には、契約当事者間でも不法行為責任が追究されるケースが多いようである。

ただし、この点に関しては、専門家の義務内容は、専門家と非専門家の社会的関係から生まれてくるものであって、契約内容を詮索することによって確定しうる性質のものではないこと、同一事故の被害者の中に明示的な契約を締結した者とそうでない者がいるときに、専門家の義務内容が異なることはおかしし、時効期間や損害賠償の範囲が異なるのも採りてないことなどを理由として、中間責任ないし独自の責任としてこれを再構成すべきであるという見解が採られてよいように思われる⁽³⁾。

独自の責任説を採らないとしても、この説が指摘するように、専門家の注意義務の内容は、専門家と非専門家との社会的関係から生まれてくるものであって、明示的な契約関係が存在するか否かにかかわらず定まるべきものであるといった指摘は、少なくとも一定の範囲内において支持されてよいものと思われる。

(2) 専門家を委託する契約が委任(準委任)か請負か、といった問題については、専門職の種類によって自動的に決まるわけではないといことは今や常識になっているし、また契約の性質を決定することによって当然に解釈上の具体的結論を導き出す考え方には対しても強い疑問が投げかけられている。しかし、現実問題として瑕疵担保

責任の内容や責任存続期間に関しては、民法上の規定に懸念を覚えがある以上⁽⁴⁾、この点についての議論はさらに進める必要があるだろう。

同様に、債務内容と帰責事由との関係については、結果債務か手段債務かという問題設定のもつ意義について、さらに検討することが必要と思われる⁽⁵⁾。

(3) 専門家の過誤により第三者に損害が生じた場合、当該専門家の第三者に対する責任は、原則として一般不法行為によって処理されることには異論がないであろう。実務上の課題として検討されるべきなのは、専門家が依頼者の与えた指示に従った結果、または依頼者の与えた誤情報を信頼した結果として、第三者に損害を与えた場合の対外的責任の所在と内部的な責任分担の問題である。専門家は独自の立場から自らの業務の適法性を確認すべき義務があると考えれば、依頼者の言に従ったというだけで当然には責を免れることはできないであろうが、民法七一五条・七十六条との関係等、細部にわたっては未だ十分に検討が尽くされたいと言は難い⁽⁶⁾。

(2) 西島健治「プロフェッショナル・ライティリティー・インシユアランスの基本問題」有泉堂監修『現代損害賠償法解説』一四一頁以下(日本評論社、一九七三)。なお、西島教授は、これとは別に、専門家と非専門家から区別するモデル・タイプとして、①専門家のサービス提供の非代替性、②知識的・個性的な経歴、③仕事のやり方についての裁量の幅が大きいこと、④独立して良心に従った判断が求められ、経済的従属性の排除が要求されること、⑤教育・訓練・試験・資格・登録・名簿管理などの特色、⑥依頼者と専門家との間の特別の信頼関係の存在を掲げている(西島健治「総論」前掲誌(一)五五五七号四七頁)。

(3) 山井健「問題の提起」前掲誌(一)別冊ノボル二八号一頁以下。

(4) 河上三二「『専門家の責任』と契約理論」前掲誌(一)五五七号三二頁六頁。

(5) わが国における専門家の責任に関する判例の中で先験的な意義を有するものと評されている横濱輸出事件判決(家

- 判昭三六・二・一六頁(一五卷二二二四四頁)も、いやくも人の生命および健康を管理する業務に従事する者は、その業務の性質に照らし、危険防止のために緊急上必要とされる職務の注意義務を怠くすべきものと判断している。
- (6) 能見博士「専門家の責任」前掲注(一)四冊N.P.二二八号四頁以下。
 - (7) ただし、この点に関する問題点と学説・実務の現状につき、前掲注(一)「専門家の責任」所収の、下森定「日本法における「専門家の契約責任」および民法「日本法における「専門家の不法行為責任」」を参照されたい。
 - (8) 須永徳「フランス法における「専門家の責任」前掲注(一)「専門家の責任」一五九頁以下、鎌田薫「民法学」一「フランス」前掲注(一)四冊N.P.二二八号四四頁など参照。
 - (9) 例えば、建築家の責任につき、森島昭夫「建築家の専門家の責任」前掲注(一)四冊N.P.二二八号九二頁以下参照。
 - (10) 下森・前掲注(一)二〇頁以下参照。
 - (11) 鎌田薫「わが国における専門家の責任の実態」前掲注(一)四冊N.P.二二八号七三頁参照。

三 専門家の注意義務

1 専門家の注意義務の種類

(一) 専門家は、救急救命治療のような特別の場合を除いて、一般に顧客の依頼を受けて仕事をするのであるから、依頼者の求めに応じた仕事をするのが原則である。しかし、最初にも述べたように、依頼者は、専門家が高度に専門的な知識と技能を有するが故に自己の事務の処理を専門家に任せただけだから、専門家は依頼者の信頼に応えるだけの質の高い仕事をする職責を負っていると言うことができる。さらにまた、専門性が高くなればなるほど依頼者に

は適切な判断をする能力が欠けるのだが、そのこと故にすべてを専門家が独占的に判断したのでは、依頼者の自己決定権を不当に制約することになってしまう。

こうしたことから、専門家は、依頼者に対して、①依頼者との合意内容を忠実に履行すべき義務(忠実義務)と、②依頼内容の表現に当たっては、依頼者から特別に拒否があつたか否かを問わず、善良なる専門家として尽くすべき慎重な配慮を怠くす義務(善管注意義務)を負い、そして、③依頼者に対して有効な情報を提供し、依頼者が適切な判断をなし得るように配慮すべき義務(説明・助言義務)を負うものと考えられる。

(二) これに対し、能見教授は、専門家の依頼者に対する義務につき、①専門家として要求される客観的な基準に従って仕事をなすべき義務としての「高度注意義務」と、②依頼者から信頼されて委ねられた裁量権を、依頼者の利益のために適切に行使すべき義務としての「忠実義務」の二類型を提唱されている。

この見解も、依頼者の利益を図るべき主観的な義務(忠実義務)と、専門家に要求される水準の技能・能力を発揮すべき客観的な義務(高度注意義務)とを二つの柱とするもので、根本的な発想において私見と異なるな思われる。私見は、能見説よりは相対的に依頼者の「意思」を重視している(したがって、当事者の合意外に成立の概観を有するが、その目的は当事者間の実質的な合意を確保するところにある「説明・助言義務」に、独自の意味が生まれてくる)という点に若干の相違があるに過ぎないと言って間違ひではないであろうと思う。

ただし、河上教授は、私見よりもさらに客観的要素を重視し、この二つの善管注意義務を高度注意義務ならざるを得ず、すべて基本的に当事者意思から基礎づけられるべきものと考えているものがある。

2 忠実義務と善管注意義務

(一) 私見にいう「忠実義務」とは、例えば上記を依頼された弁護士が、訴訟期間内に適法に上訴手続をとるといった

たように、当事者間での合意内容を忠実に実現すべき義務であって、本来的な履行義務と同義であると言つてもよい。当事者の一方が専門家であるということは、合意内容を素人にとっては不明確であっても専門家にはよく分かることか、明示的に合意された内容が概括的であっても専門家なら旨外の合意がすべて分かるはずであるといった形で契約内容（依頼事項）を確定する上で一定の影響を及ぼすことがあり得るとしても、それ以上に特別の意味をもつものではない。したがって、この義務は専門家責任を他の類型の民事責任とは異なるものと評する根拠にはならない。

□ ここでいう「善管注意義務」とは、例えば一定のデザインをもった建物の設計を依頼された建築家は、注文通りの形態の建物を設計するだけで義務を果たしたことになるのではなく、自己の専門的知識を駆使して法令上の制限をクリアしたり、構造上の問題点や利用上の不都合を除去するよう配慮しなければならぬといったように、専門家が専門家としての資格で仕事を引き受けた以上、依頼者からの明示的な依頼（当事者間の明示的合意）の有無に関係なく生ずるもので、一般に、専門家の義務の中心的なものと考えられている。

この場合の注意義務の本質は、専門家に対する信頼に応えるのにふさわしい「高度」なものと解するのが通説的見解であるが、具体的には、関連法令および実務に照準した標準的な専門家に期待される注意義務の程度が基準となるものとして⁽³⁾されている。

ところで、通説的見解によれば、委任契約上の善管注意義務は、受任者の職業や地位に応じて定まるものであって、受任者が専門家である場合には、合理的な専門家なら通常払うであろう注意義務がその内容になると解されている。そうだとするならば、専門家の注意義務が「高度」なものだと言つても、それは委任契約上の善管注意義務の一般原則に従っているだけで、少なくとも理論枠組みとしては、専門家責任を一般人の責任から区別するような特殊性をもつものと言つことはできないと考える。

3 説明・助言義務

(1) 右に見たように、忠実義務と善管注意義務は専門家責任を特色づけるものではあるが、専門家責任を他の民事責任と異なるものとする性格をもつものではない。そこで、私は、専門家責任を他の責任類型とは異なるものとして際立たせる性格をもつ義務として、「説明・助言義務」に注目する。

依頼者が素人で、専門的な知識に欠ける場合には、専門家に対する依頼内容が曖昧であったり、不適切であったり、専門家がこれを修正しなければならぬケースがあり得る。さらに、専門家は、法令遵守義務その他の公益を尊重すべき義務を負っていることがあり、依頼内容が違法なものであるときなどは、依頼者の希望をそのまま実現することができない場合もある。このような場合には、専門家は、依頼者の知識の不足を補ったり、誤った判断を正して、その意思形成を修正に行わせるために、専門的立場からの説明や助言を与える義務があると解するのである。

□ たとえば、大阪地判昭大三・五・二五（前掲一三二六号一〇七頁）は、不動産の売買の詐欺的な説明によって、抵当権設定登記を抹消しないうまま所有権移転登記手続と引き替えに代金を支払うことに屋主が一時の合意をしていた事案において、この取引に立ち会った司法書士につき、「当事者に対し、その当時の権利関係における法律上取引上の常識を説明、助言することにより、当事者の登記意思を実質的に確認する義務を負うことは当然の道理といふべきである」として、説明・助言義務違反の債務不履行責任を認めている。また東京地判五三・三・二五（前掲一四〇三号四七頁）は、不動産取引に立ち会った司法書士が、最新の登記簿原本が入手できていないがそのまま取引を進めるかどうかについて屋主およびその代理人である不動産業者の意向を一応確かめた上で、取引を決断させた事案につき、「登記簿を確認するまで取引を延ばすべきこと、未確認で取引するのであれば、自分としては、責任が持たないことを業者および原告に対し、強く主張すべきであった」のに、これをしなかったことは専門家に要求され

る程度の注意義務を尽くもなかつたものとしている。

さらに、創設地判平五・五・二五(即ち八七号二四一頁)は、公証人が依頼者の求めるままに作成した公正証書の内容に利息制限法および割賦取戻法に違反する部分があった事案について、公証人の依頼者に対する損害賠償義務を認めている。

これらの事案では、依頼者の意思内容は、少なくとも外形上は明確であつて、専門家がその依頼者の意思に従つたことを理由に、当該依頼者に対して損害賠償責任を負つてゐるのだから、論理上は、専門家には依頼者に注意を促す義務が負わされてゐると評価せざるを得ないように思われる。具体的な結論の当否に関しては議論の余地もあると思つたが、この義務の発生する根拠に着目するならば、それは依頼者との合意から直接に生ずる義務ではなく、専門家としての地位に基づいて生ずる義務であると解することができ、その意味で、説明・助言義務こそが専門家責任に特有の義務であると解することができるものと思つた。

- (12) 鎌田・前掲注(1)七〇頁以下。
- (13) 能見・前掲注(6)六頁以下。
- (14) 河上・前掲注(4)八頁以下。
- (15) 川井・前掲注(3)五頁以下。
- (16) これに対する批判として、河上・前掲注(4)一一頁。なお、これ併せて、前掲注(1)私法五七号六一頁以下(鎌田案)、八四頁(星野案)、『座談会・「専門家の責任」法理の課題』前掲注(1)法時六七卷二号三七頁(能見案)なども参照されたい。

四 結びに代えて——専門家責任を論ずる視点など

(一) 素人が専門家を信頼して事務処理を依頼している以上、専門家は、その信頼に応え得るだけの仕事の質を保たなければならず、それ故に、「高度な注意義務」を負つべきものと解されている。

しかし、そこで言う「高度な注意義務」とは、結局のところ、当該事情のもとで機微的な専門家が果たすべき注意義務を意味するものであつて、専門家がそうした意味での「高度な注意義務」を負ふことは、伝統的な民事責任論の原則に照らして当然に認められることであり、少なくとも理論的には、この一事をもつて専門家責任を独自の責任類型とすることは無理が感じられる。

そこで、本稿では、専門家の民事責任を通常人の民事責任と區別して論ずることの理論上の意味は、専門家は一般人よりも高度な知識と技能を有し、公正かつ誠実に職務を執行すべきものとされているが故に、依頼者からの明示的な指図がなかつたとしても、依頼者および第三者の利益を保護するために、専門的な立場から、通常人以上に慎重な配慮をもつて業務を遂行すべき義務の発生の源として、「依頼者の説明に従属することなく必要な範囲で自主的な調査・確認をし、依頼者に適切な説明・助言を与える義務」を負ふ点にあると考えた。

(二) これを別の観点から見れば、専門家責任の基礎にあるのは、依頼者と専門家との間に巨額の情報格差・能力差があり、依頼者が専門家を信頼して契約関係に入らざるを得ない状況に置かれてゐる(こうした状況にあるからこそ、専門家は、専門家としての社会的地位を帯びてゐるのであり、また、こうした状況につき込み不当な利益を上げようとする危険性が高いからこそ、専門家の資格認定制度が設けられ、その倫理性が強調されねばならないこととなる)という事情であると解すべきこととなる。それだとするならば、医師と患者の関係や弁護士と依頼者

この関係に限らず、同様に契約当事者間に情報格差があり、一方が他方を信頼して契約関係に入ることを経験なくされている場合や、製品の安全性や役務の内容及び品質に関する情報を製造者・役務提供者が独占している場合などにも、同様の説明・助言義務の存在が認められるべきであろうと考える。

こうした考え方からは、専門家責任を論ずる出発点としての「専門家の意識」につき、医師、弁護士その他の古典的自由専門職に限定することには意味がないこととなる。その限りでは、フランス法が専門家の意識を専門的事業者一般に拡張して理解していることに一定の正当性を認めることができるものと考ええる。

③ 最後に、専門家責任論と職能論との関係について一言しておきたい。

わが国における専門家責任の中で最も興味深い発展形態を示しているのが司法書士の損害賠償責任に関する裁判例である⁽¹⁷⁾。司法書士の民事責任に関する初期の裁判例は、実体関係と合致しない登記をしたことについて司法書士は責任を負う必要がないとしていた。それが、徐々に司法書士に厳格な責任を課すようになって、その頂点に前掲の大阪地判四六三・五・二五や東京地判三三・三・二五などが存在する。こうした裁判例における司法書士の責任の厳格化傾向は、過失責任から無過失責任へとといった責任原理の転換によってもたらされたわけでもなければ、司法書士に要求される注意義務の水準が平均的な司法書士から最程度の司法書士に移行したことによるわけでもなく、司法書士の職務内容についての理解が、これを単に登記申請書類を調製するだけの形式的なものとして捉えていたものから、登記の真正を担保するために必要に応じて実体的権利関係に踏み込むべき職責を伴うものであるという認識へと変化したからである。

ここでは、専門家に要求される注意義務の内容は、当該専門職の職務内容などのようなものとして理解するかによって決定されるものであり、その職務内容のあり方が時代とともに変化したものであるということが象徴的に示されている。こうした点からも、今後の専門家責任論の発展のためには、それぞれの専門職に合ったものとして

認識された意味での専門的職業人) について、当該専門職を取り巻く社会的環境等も考慮に入れつつ、職務内容の特性に応じた義務の内容と水準をきめ細かく検討し続けていくことが必要とされていることが理解されるものと思われる。

(17) 同上・前掲注(4)九頁以下参照。

(18) 司法書士の民事責任をめぐる裁判例については、山崎憲三「司法書士の職務上の民事責任について」『青山法学論集』二二巻三二四号一頁以下(一九八五)、二八巻四号一〇九頁以下(一九八七)、同「登記代理責任契約論」(一社法、一九八八)、同「登記代理責任契約にかかわる司法書士の民事責任・補償」『青山法学論集』三二巻三二四号四九頁以下(一九九二)、同「司法書士の登記代理業務に係る民事責任」鈴木隆郎先生古稀記念『民事法論の新展開』四二頁以下(一九九三)、小野秀誠「司法書士の責任」前掲注(1)「登記家の責任」三二七頁以下を参照。

新・現代損害賠償法講座 第3巻 製造物責任・専門家責任

● 1997年11月15日 第1版第1刷発行

編集代表——山田卓生 編集——加藤雅信

発行者——大石進

発行所——株式会社 日本評論社

〒170 東京都豊島区南大塚3-12-4

電話03-3987-8621 (販売) 発管 00100-3-16

03-3987-8631 (編集)

印刷所——港北出版印刷株式会社

製本所——松岳社

校印省監 © T. YAMADA 装幀 / 飯山宏子 Printed in Japan

ISBN4-535-00133-2